◆◆豊橋善意銀行ひろば◆◆

I. 放送日 令和3年1月29日(金)放送分

今週の話題

- (1) 豊橋善意銀行 週間寄付報告
- (2) 豊橋善意銀行だより第188号について
- (3) 令和2年分 税制優遇措置を受けられる方へのご案内

(1) 豊橋善意銀行 週間寄付報告

豊橋善意銀行寄付状況〔1月18日(木)~1月27日(水)分〕

○お金の寄付は、	<u>合計</u>	6件	26,724円
内訳			
自由預託金		4件	9,957円
チャリティーボックス募金		2件	16,767円

今週の主な寄付は、豊橋道の駅内にある株式会社あぐりパーク食彩村からチャリティーボックスに寄せられた募金 1 2 , 1 6 5 円を受け取りました。本行では地元の福祉活動のために活用します。

○品物の寄付は、菓子・お米等、合計9件ありました。

アルミ缶・牛乳パックは本行で地元福祉のために活用し、菓子、お米等食品は地元の福祉施設 等へご案内させていただきました。

(2) 豊橋善意銀行だより第188号について

豊橋善意銀行では、年4回「豊橋善意銀行だより」を豊橋自治連合会のご協力をいただき組回覧で市民の皆様にお知らせしています。今回第188号は2月1日付けで組回覧されます。

掲載内容は、昨年末の善意活動の報告、寄付金・寄付物品の受入と活用報告、第47回市民チャリティーバザー収支報告等です。

なお、本行事務所でもお渡ししています。また、本行ホームページでも閲覧できます。

(3) 令和2年分 税制優遇措置を受けられる方へのご案内

令和2年中に、豊橋善意銀行へ、「維持会費」や「年末たすけあい活動」などへの寄付金をお寄せいただいた方は、税制面での優遇措置を受けることができます。この優遇措置を受けるには、確定申告を行っていただく必要がございますが、この際に、「受領書」と、豊橋善意銀行への寄付が、税額控除の対象となることを証明する「証明書の写し」が必要になります。

受領書は、ご寄付をいただく都度、発行しておりますが、銀行振り込みなどによりご寄付いただいた方で、まだお手元に受領書が届いていない方は、豊橋善意銀行までご連絡ください。

また、「証明書の写し」は、豊橋善意銀行ホームページからダウンロードし、印刷してご使用いただくか、豊橋善意銀行事務局までお越しいただければお渡しさせていただいております。 ご不明な点がございましたら、豊橋善意銀行事務局までお問い合わせいただくか、最寄りの税務署にご相談ください。

> 豊橋善意銀行事務局 〒440-0806 豊橋市八町通 5-9 電話 (0532) 52-7893/FAX (0532) 52-7894